

能勢町介護保険事業運営委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、能勢町附属機関に関する条例（平成26年条例第1号。以下、「条例」という。）に規定する能勢町介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）について、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例に規定する担任する事務に加え、次の事項を所掌する。

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の計画的な推進のために必要な事項
- (2) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - オ その他委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (3) センターの行う業務に関する方針に関する事項
- (4) センターの運営に関する事項
 - ア 委員会は、毎年度、センターより事業計画書及び事業報告書の提出を受けるものとする。
 - イ 委員会は、上記（3）の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。
- (5) センターの職員の確保に関する事項
- (6) その他の地域包括ケアに関する事項
- (7) 地域密着型サービス事業所の指定等に関する事項
- (8) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- (9) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関する事項
- (10) その他本町の介護保険事業、センターの運営、地域密着型サービスの運営に関し、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービス事業者代表者
- (4) 介護保険被保険者代表者

(5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から委嘱の日における当該介護保険事業計画期間とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 委員会は原則として公開する。

(報酬)

第7条 学識経験者の報酬については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

(能勢町介護保険事業計画検討委員会設置要綱、能勢町地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び能勢町地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止)

2 能勢町介護保険事業計画検討委員会設置要綱、能勢町地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び能勢町地域密着型サービス運営委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日より施行する。